

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月26日

佐伯市長 田中 利明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

旧佐伯市【変更】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	8 経営体
個人	60 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業の将来のあり方

現在耕作している者は営農が継続できる間は自分で農地を維持・管理し、耕作が困難になった場合は、地域の中心となる経営体に集積する。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月26日

佐伯市長 田中 利明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小中尾地区(木立)【変更】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

経営体数

法人	4 経営体
個人	18 経営体
集落営農(任意組織)	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業の将来のあり方

- 今後、担い手の高齢化にともなって農地が空いたときには、原則、農地中間管理機構を活用し、園芸分野においては、新規就農者の円滑な受け入れを目指す。
- 水田分野においては、担い手へ集積し、規模拡大と効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月26日

佐伯市長 田中 利明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

本匠地区【変更】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

経営体数

法人	1 経営体
個人	17 経営体
集落営農(任意組織)	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業の将来のあり方

自力で耕作できる間は、営農を継続し、耕作できなくなった時は、地域の中心となる経営体に集積する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月26日

佐伯市長 田中 利明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

鶴見地区【変更】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	0 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業の将来のあり方

- 農業者間の情報共有の場の拡充を行う。
- 廃業予定者の情報把握による農地の斡旋等、新規参入者のフォローワーク体制を整え、担い手の確保を目指す。